

## たまには気分転換はどうですか？ 在宅介護家族リフレッシュ事業を ご利用ください

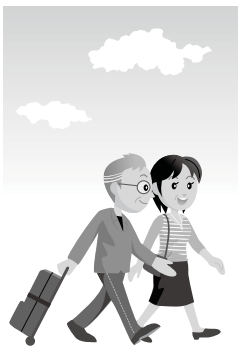
市では、ねたきり高齢者または認知症高齢者と同居して介護するご家族の皆さんが、心身のリフレッシュを図っていただくため、「在宅介護家族リフレッシュ事業」を行っています。

### ■内容

在宅のねたきり高齢者等が短期入所生活介護施設に一時的に入所（ショートステイ）することにより、介護する家族の皆さんの宿泊や日帰り旅行、買い物等のリフレッシュの機会を提供するための事業です。入所にかかる費用の一部を助成します。

### ■対象者

本市に過去1年間にわたり居住し、在宅のねたきり高齢者または認知症高齢者（要介護4若しくは5に相当する65



歳以上の方）を介護している同居家族の方。

※ねたきりまたは認知症であることを確認するため、所定の台帳を提出していただく場合があります。

■助成金額及び回数  
施設使用料の2分の1の額

## 教育や就学等にお悩みの方 学校教育相談をご利用ください

市教育委員会では、小・中学生及び保護者等を対象に教育相談を実施しています。

子どもの性格や行動、しつけ、学校での課題（不登校やいじめ等）などに関する相談を、子ども本人や保護者から受け付けていますのでご利用ください。相談は無料です。

### ■相談内容

- ① 知能・学業のこと
- ② 性格・行動のこと
- ③ 心・身体のこと
- ④ 進路・適性のこと
- ⑤ その他（しつけ、生活習慣など）

を助成（千円未満の端数は切捨）します。

ただし、年2回までを限度とし、1回につき3泊4日以内の期間で、1泊3千円を限度とします。（9千円まで）

### ■申請方法

事前に申請書の提出が必要です。（申請書は窓口に用意してあります。）

■お問い合わせ・お申し込み  
介護保険課介護保険担当  
（内線1123114）

### ■場所

市民交流センター  
「二ノリ」1階相談室

### ■相談員

作地 眞氏  
（学校カウンセラー）

### ■日時

毎週月・火・水曜日  
9時30分～16時まで

※相談日が祝祭日、第3月曜日にあたる場合は実施してありません。

### ■相談方法

面接、電話、訪問

※電話予約が必要です。

■お問い合わせ・お申し込み

\*教育相談

☎2315653（直通）

\*教育課学校教育担当

（内線263・264）

## 「韮崎市景観計画」が策定されました！

本市は、緑豊かな山々に囲まれ、富士山や八ヶ岳などの眺望に優れた環境にあって、個性ある景観を有しています。

しかし、無関心のまま静観することは貴重な景観資源を失うことにもつながりますので、本市の望ましい景観形成の指針として「韮崎市景観計画」を策定し、この10月1日より韮崎市景観条例と合わせて施行することになりました。

景観については、いままで県条例が適用されておりましたが、今後は「韮崎市景観計画」の理念に基づき、市が主体となって景観の保全・創造などに取り組むこととなります。

また、景観形成基準の達成のために、条例では規制対象を定めています。主に高さ15m以上、または建築面積1000㎡以上の建築物の新築・増改築等及び高さ15m以上の工作物の新築・増改築等の大規模行為について届出が必要になり、一般住宅等は対象になりません。



詳細については、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

良好な景観を形成するには、市民・事業者など多くの皆さんに関心を持っていただき、協働することが求められます。景観づくりが地域の魅力や価値を高めることができるようご理解・ご協力をお願いします。

### ■お問い合わせ

建設課都市計画担当（内線250）